

第 6374 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 6日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続により取得した仮想通貨の評価方法

Q : 相続で仮想通貨を取得した場合、どのように評価するのですか？

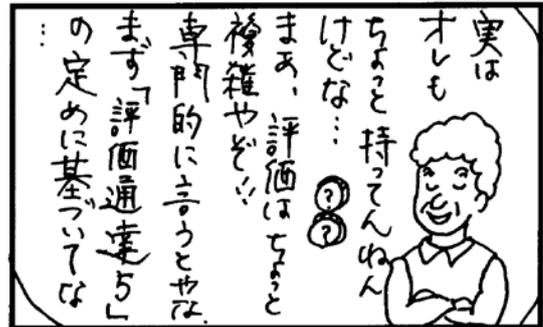
A : 次のように評価します。

【解説】

仮想通貨の評価方法は、評価通達に定めがないことから、評価通達5(評価方法の定めのない財産の評価)の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することとなります。

この場合、活発な市場が存在する仮想通貨については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格(納税義務者が仮想通貨を仮想通貨業者に売却する価格(売却価格))によって評価します。納税義務者が複数の仮想通貨交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価することが認められます。

なお、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合は、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないので、その仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案して個別に評価することになります。具体的には、売買実例価額や精通者意見価格等を参酌して評価します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】